

コーポレート・ガバナンス基準

登録番号 P O 6
実施日 2020年11月10日
起案 取締役会

(目的)

株式会社コーチアールイー（以下、当社という。）取締役会は、証券取引所・有価証券上場規程（2018年6月1日より適用）の定めるコーポレートガバナンス・コードを踏まえ、会社を継続的かつ効率的に成長させることを目的として、当社の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」を本基準に定めております。

（基本原則1）株主の権利・平等性の確保

当社は、株主の権利・平等性の確保について、法令を遵守するほか、株主への適切な情報提供に努めるなど、その実質的な確保に取り組んでおります。

（1－1）株主の権利行使の実質的な確保

当社は、株主総会での反対意見を尊重し、少数株主権利の行使に対しては適切に対応するよう努めます。

（1－1①）株主総会での反対意見への対応

取締役会は、株主総会直後の取締役会において、議決権行使結果を確認するとともに、以下の事項を審議します。

- ・株主構成を勘案して明らかに反対票が多いと認められる議案の有無
- ・当該議案に係る株主の意向についての見解および方針
- ・上記見解および方針の公表の要否

（1－1②）株主総会決議事項の取締役会への一部委任

取締役会は、株主総会において決議事項の一部委任を提案する場合、コーポレート・ガバナンスに関する体制を検討したうえで、株主に対する受託者責任を踏まえ、経営判断の合理性や手続の適切性を説明します。

（1－1③）少数株主権行使の確保

当社は、株主総会の準備にあたって、株主構成を勘案のうえ、法令に基づく少数株主権の行使を想定し、適切な対応ができるよう準備します。

（1－2）株主総会における権利行使

当社は、株主構成を勘案し、その議決権行使の利便性向上に向けた環境整備に取り組みます。

（1－2①）株主への情報提供

当社は、株主構成を勘案し、株主へ提供する情報の必要性や提供方法を合理的に判断して行います。

（1－2②）招集通知類の早期提供

株主総会招集通知類の発送・公表は以下とします。

- ・招集通知類の発送については、記載内容の正確性確保および発送業務の外部委託に要する期間

を勘案したうえ、法定期限前発送の可否を検討します。

- ・招集通知類の内容は、株主総会 3 週間前までに、T D N e t および当社のホームページを用いて公表します。

(1-2③) 株主総会日の適切な設定

株主総会の開催日は、招集通知類の早期公表と開催日前後の事務日程を確保するため、毎年 4 月下旬の 3 連続営業日の中間日とします。

(1-2④) 議決権の電子的行使および招集通知の英訳

- ・株主の議決権行使の便宜を図るため、電子投票制度を併用します。
- ・当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知類の英文提供について、株主構成における機関投資家や海外投資家の状況を踏まえ、合理的に判断して取り組みます。

(1-2⑤) 実質株主の議決権行使

- ・当社は、株主構成における信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家の状況を踏まえ、当該機関投資家が自らの議決権行使を希望する場合、その対応について当該信託銀行等と協議し、検討します。

(1-3) 資本政策の基本方針

取締役会は、以下を定めます。

【コーネリアーイー資本政策基本方針】

1. 株主資本

- ・当社の成長に必要な事業資金（分譲マンションの開発および賃貸用不動産の取得等）に充当するとともに、資金調達環境の変動リスクに備え、十分な水準を維持することを基本方針としております。
- ・取締役会は、中期経営計画の策定において、株主資本に係る経営指標（自己資本比率、R O E、R O A）の妥当性を審議します。
- ・株主資本に係る経営指標を含む中期経営計画は、T D N e t および会社のホームページを用いて公表します。

2. 配当

- ・年間の連結業績を基準とする連結配当性向 30% を重要な指針とし、株主資本の水準を勘案して決定することを基本方針とします。
- ・取締役会は、中期経営計画の策定において、配当計画を含めて審議します。
- ・配当計画を含む中期経営計画は、T D N e t および会社のホームページを用いて公表します。
- ・取締役会の承認に基づき、次期業績予想に伴う次期配当予想は、当期決算短信公表に併せて公表し、公表した配当予想に修正ある場合は適時開示を行います。
- ・取締役会決議による中間配当制度の実施は、業績の四半期毎変動の状況を踏まえ、株主への利益還元機会の充実の必要性を勘案し、取締役会で審議します。また、その配当金額は、配当の基本方針に従って計画した年間配当金額を中間配当と期末配当に按分して決定します。

3. 自己株式の取得

- ・取締役会決議による自己株式の取得は、株主資本水準の安全性、株主価値向上の妥当性、機動的資本政策の必要性等を勘案して決定します。

(1-4) 政策保有株式

取締役会は、以下を定めます。

【コーパーアールイー政策保有株式に関する方針】

当社（子会社含む）は、取引関係の維持・発展を目的とした取引先持株会への加入を除き、いわゆる政策保有株式を原則として保有しません。なお、政策保有株式を取得する場合は、取締役会の審議により、保有の意義、当該株式に係る議決権行使の基準を明確にするとともに、毎年、その合理性や見通しを検証しこれを公表します。

(1-4①) 政策保有株主による売却

政策保有株主から、当社株式の売却等の意向を受けた場合、取引の縮減はもとより、あらゆる取引への影響は考慮せず、適切に対処します。

(1-4②) 政策保有株主との取引の合理性

取引先の選定および継続にあたっては、取引条件をもって担当部署または業務執行取締役で構成される経営会議（以下、経営会議という。）の審議を経て決定しており、政策保有株主であるかに関わらず、当該取引の合理性・適正性について監視しております。

(1-5) 買収防衛策

株主構成の状況を踏まえ、経営の安定性、連続性が重要と考えられる場合、取締役会の審議により、「会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号）」を定めるとともに、買収防衛策の必要性、内容の妥当性を検討します。買収防衛策を導入する際は、証券取引所・有価証券上場規程第440条を遵守して株主に十分な説明を行います。

(1-5①) 公開買付けへの対応

取締役会は、当社に対する公開買付けが発生した場合、金融商品取引法第27条に基づいて意見を決定し、公表します。また、反対意見を表明する場合において、当該公開買付けの実施を不当に妨げる措置を厳に禁じます。

(1-6) 株主の利益を害する資本政策

取締役会は、「資本政策の基本方針（1-3）」に適合していること前提として、実施しようとする資本政策に株主の利益を害する可能性がある場合、株主に対する受託者責任を踏まえ、会社法、金融商品取引法、証券取引所・有価証券上場規程を遵守して十分な説明を行います。

(1-7) 関連当事者取引

当社と関連当事者との取引については、当社および株主共同の利益に反する取引を防止する観点から定めた「関連当事者管理マニュアル」を運用して管理します。全ての関連当事者取引は事前稟議を要し、利益相反取引は監査等委員会への上申および取締役会での承認を要します。また、管理部は、承認された関連当事者取引について、毎年その経過を確認し、取締役会に報告します。

（基本原則2）株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、ステークホルダーとの協働を表明する経営理念「理想の住まいへ飽くなき挑戦」および「コーパーアールイー行動規範」の実践に継続して取り組みます。また、その更なる向上を目指し、成果

や課題を検討する体制を構築・運用します。

(2-1) 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定

創業以来の経営理念「理想の住まいへ飽くなき挑戦」の実践により、企業価値を向上させます。

- ・顧客の生活および財産形成に最適な商品・サービスを提供し、顧客満足度を高める。
- ・街づくりに適合するマンション等を供給し、地域社会の活性化に貢献する。
- ・住宅事業に係る多様な協力事業者に活力を及ぼし、地域経済の発展に貢献する。

なお、経営理念の改定は、取締役会で審議します。

(2-2) 会社の行動準則の策定・実践

取締役会は、当社の役職員が、上場に際して策定した「コーポレート行動規範」に準じてその業務に取り組むよう努めるとともに、規程管理規程に基づき、必要に応じてその改定を審議します。

(2-2①) 行動準則実践状況のレビュー

経営会議は、年間活動計画の結果分析を行う際、「コーポレート行動規範」の実践状況を自己評価し、これを取締役会に報告し実践状況の把握に努めます。

(2-3) 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への対応

当社は、住宅事業に係るCSRの充実が会社の持続可能性の向上に不可欠であることを認識し、これに取り組みます。

(2-3①) リスク管理としてのサステナビリティへの取り組み

経営会議は、年間活動計画の結果分析（決算分析）において、会社の持続可能性に影響する課題の有無、およびその対応状況等について検討し、これを取締役会に報告または上申し解決に努めます。

なお、事業環境や社会情勢の動向等を踏まえ、迅速に対応すべき課題がある場合は、速やかに経営会議で検討し、取締役会に報告または上申し解決に努めます。

(2-4) 女性の活躍促進を含む多様性の確保

当社は、能力・成果主義に徹した人事制度（採用、配属、昇降格、報酬）を構築・運用し、業務遂行に係る合理的な事由がない限り、性別、経歴、年齢、国籍、文化的背景等による制限を排除し、多様性の確保に努め、また多様な視点を活用できる環境を整備してまいります。

(2-5) 内部通報制度

当社は、リスク管理規程に定める内部通報制度を運用し、内部通報によるリスク情報は、リスク検討委員会で分析、対策立案を行い、取締役会に報告または上申します。また、管理部は、内部通報制度の周知と利用促進を図るため、コンプライアンス研修を実施するとともに、コンプライアンスマニュアルを役職員（子会社含む）に配布し常備させます。

(2-5①) 内部通報制度の整備

- ・内部通報の窓口は、コンプライアンス担当として選任された監査等委員（原則として弁護士）、内部監査室、管理部長とし、情報の共有を義務付けます。
- ・当社は、内部通報者は公益通報者保護法に準じて保護される旨が規定された社内規定である「リ

スク管理規程」、「従業員就業規則」、「コンプライアンスマニュアル」等を遵守し、内部通報者に對し解雇その他のいかなる不利益扱いも禁じています。

(2-6) 企業年金のアセットオーナーとしての機能發揮

当社は、自ら運用を指図する企業年金制度を備えておらず、導入する予定もありません。

(基本原則3) 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報および非財務情報について、法令・開示規則を遵守して開示を行うほか、株主の投資判断に有用な情報の提供に努めます。

(3-1) 情報開示の充実

当社は、以下の事項について、コーポレート・ガバナンス報告書により公表するほか、当社ホームページ「株主・投資家情報」にて分かりやすい情報の開示に努めます。

- ・経営理念
- ・中期経営計画書最新版
- ・コーポレート・ガバナンス報告書最新版（内部統制基本方針を含む）
- ・本基準（コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針、取締役の選解任・報酬に関する方針と手続を含む）
- ・直近の招集通知類（取締役選任議案に選任理由を記載したもの）

(3-1①) 具体的な情報開示

当社が前項（3-1）に定める開示情報（経営理念、経営計画、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針等、取締役の報酬決定基準、取締役の選任基準、取締役候補者の選任理由）は、具体的な記載とし、利用者にとって付加価値の高い内容とします。

(3-1②) 開示情報の英文提供

当社は、開示情報の英文提供について、株主構成における海外投資家の状況を踏まえ、必要性を合理的に判断して取り組みます。

(3-2) 外部会計監査人による監査の適正性の確保

当社は、投資家に対する情報開示の透明性確保のため、会計監査人の業務品質・独立性を重視して選任するとともに、その監査業務の遂行に必要な連携と対応の充実に努めます。

(3-2①) 外部会計監査人の選任・評価基準

監査等委員会は、以下を定めます。

【コーネリアー会計監査人選任・評価基準】

1. 解任・不再任

監査等委員会は、会計監査人の業務遂行状況を監査し、以下に該当する場合は、解任・不再任に関する株主総会議案を決定します。

- ・「(注) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針(注)」に該当する場合。
- ・会計監査人から通知された「会計監査人の職務の遂行に関する事項(会社計算規則第131条)」の内容に、虚偽または違反が認められた場合。
- ・会社の責によるものを除き、不当に監査計画を遂行しなかった場合。

- ・監督官庁から処分等を受け、改善の見通しが立たない場合。
- ・日本公認会計士協会による品質管理レビューで重要な不備を認められ、改善の見通しが立たない場合。

(注) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針（平成 27 年 5 月 1 日改定）

「監査等委員会は、会社法第 340 条による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会議案を決定いたします。取締役会は、当該議案を株主総会に上程し、監査等委員会が選定する監査等委員は、当該株主総会において、解任した旨およびその理由を説明いたします。」

2. 再任

監査等委員会は、会計監査人の業務遂行状況の監査の結果、解任・不再任に相当しないと判断した場合、その旨を取締役会に報告します。併せて、次年度に係る監査報酬等の見積金額の妥当性を検討し、監査等委員会の同意の可否について報告します。

3. 選任

監査等委員会が解任・不再任を決定した場合、または当社が新たに選任しようとする場合、監査等委員会は、以下の基準に従い、会計監査人の選任に係る株主総会議案を決定します。

- ・「会計監査人の職務の遂行に関する事項（会社計算規則第 131 条）」の内容および実績が妥当であること。
- ・会社および取締役との関係において、監査業務従事者に取締役の近親者がいないこと、監査業務（コンサルタント等の被監査業務を含む）以外に会社と利益相反取引がないこと。
- ・監督官庁からの処分、品質管理レビュー上の不備指摘があった場合、十分に改善が完了していること。
- ・監査報酬等の見積金額が妥当で、監査等委員会として同意できる水準であること。

(3-2②) 外部会計監査人とのコミュニケーション

取締役会、監査等委員会、内部監査室は、「監査等委員会監査基準」、「内部監査規程」、「リスク管理規程」に基づき、会計監査人との連携に努め、その監査業務の遂行に必要な環境を整備・運用します。

- ・会計監査人からの資料提出、状況説明等の要請に迅速に対応し、十分な監査時間を確保するよう努めます。
- ・会計監査人からの社長、財務担当取締役、選定された監査等委員、内部監査人、業務担当者等に対するヒアリングの要請には、遺漏なく対応します。
- ・会計監査人による会社の法令違反（金融商品取引法第 193 条の 3 第 1 項）に対する通知のほか、重要な不備に関する指摘事項については、内部通報制度に準じて取扱い、リスク管理規程に基づいて速やかに対応します。

（基本原則 4）取締役会等の責務

取締役会は、以下の各基準を定める、責務の遂行に努めます。

【コーディネート取締役会の役割・責務】

取締役会は、ステークホルダーと協働することの重要性を踏まえ、継続的に会社を成長させることを目的として、適切な経営理念・経営方針を決定するとともに、その効率的な実行を監督する。

1. 経営理念を確立し、経営理念に基づく経営方針を（中期経営計画・年間活動計画）定め、その

進捗を定期的に確認する。また、結果について分析・評価し、これを適切に開示するとともに、次期経営計画に反映させる。

2. 経営の効率性・機動性を踏まえ、取締役会で決議すべき事項と、業務執行取締役で構成される経営会議に委任する事項を「取締役会規程」に明確に定め、その業務執行を監督する。
3. 経営理念に基づく取締役の後継者計画の内容・進捗を監督する。
4. 会社成長のためのリスクテイクを促す環境を整備する。また、中長期的な業績と連動した取締役の報酬によるインセンティブの設定が適切か監督する。
5. 取締役に対する業績評価を行い、指名・報酬諮問委員会の審議の上、それを反映させた取締役の人事（選任・解任・委嘱・報酬）を公正かつ透明性の高い手続により行う。
6. 取締役の利益相反取引を監督する。
7. 内部統制の体制を整備し、内部統制部門およびリスク管理部門（内部監査室・管理部）と密に連携して、その運用を監督する。
8. 独立社外取締役の選任基準（人数・資質・独立性）を定め、その立場に基づく機能が有効に発揮される環境を整備する。
9. 取締役会の最適な構成に係る基本方針および取締役の選任基準を定め、適切に検証し運用する。
10. 議長は、活発な審議（意見交換）がなされるよう取締役会の運営を行う。そのため、社外取締役には事前の十分な情報提供を行う。
11. 取締役全員の情報共有体制および監査等委員会・会計監査人による監査への支援体制を整備する。
12. 取締役（監査等委員を含む）が上記各号の責務を担うために必要なトレーニングの機会を十分に提供する。
13. 上記各号の責務に関する取締役社長の自己評価、監査等委員会の評価に基づき、取締役会の実効性を分析・評価し、これを開示する。

【コーワーアールイー取締役会構成方針】

会社は、監査等委員会設置会社とし、前述の【コーワーアールイー取締役会の役割・責務】を果たすことを目的として、取締役会を以下の方針により構成する。なお、中長期的な経営計画の策定・実践に際し、必要に応じて見直す。

1. 取締役会の基本構成は、取締役社長、業務執行取締役および監査等委員である取締役とする。
2. 取締役社長は、経営方針の決定および業務執行の監督を統括し、代表取締役および取締役会議長に就く。
3. 業務執行取締役を合理的に区分した会社の事業部門毎に置き、それぞれの業務執行を監督する。
4. 業務執行取締役のうち、会社の経営管理（財務、内部統制、リスク管理、情報開示等）を専任とする者を1名以上置く。
5. 監査等委員会は過半数を独立社外取締役で構成する。
6. 独立社外取締役には、会計士もしくはそれに準じる相当の知見を有する者および弁護士もしくはそれに準じる相当の知見を有する者を、それぞれ1名以上選任する。
7. 監査等委員会の議長は、独立社外取締役が就く。
8. 必要に応じて、業務執行取締役、監査等委員である取締役以外に、経営の監督（取締役会議長への就任を含む）を専任とする非業務執行取締役を置く。

【コーネリアー取締役選任基準】

1. 取締役社長

- ①取締役会および経営会議を適切に運営し、会社の中長期的な成長に資する経営方針・業務執行の決定を導くことができること。
- ②会社の事業および業務の全般を理解し、各業務執行を監督するに相当の知見を有すること。
- ③経営管理担当取締役、監査等委員会および会計監査人等と連携し、その結果を客観的な経営判断・実効性評価に活用できること。
- ④会社の成長継続の視点に立ち、後継候補者の育成、経営体制の整備に率先して取り組むことができること。

2. 業務執行取締役

- ①【コーネリアー取締役会の役割・責務】を理解し、取締役会における報告、提言、議決権行使を自主独立して実行できること。
- ②統括する部門の業務執行の実務に精通し、専門性・マネジメント能力に優れていること。
- ③他部門の業務を理解し、協働して会社の成長に寄与する観点から、適切な協調と牽制を実行できること。
- ④監査等委員会および会計監査人等との連携や継続的なトレーニングを通じて見識を深め、その結果を客観的な経営判断・実効性評価に活用できること。

3. 監査等委員でない非業務執行取締役

- ①会社の事業を深く理解し、経営方針・業務執行の決定の妥当性を適切に監督できること。
- ②他の取締役や監査等委員会および会計監査人等と連携するほか、幅広く経営環境、社会情勢の情報収集・分析を行い、これらを客観的な経営判断・実効性評価に活用できること。
- ③他の上場会社の役員を兼務せず、経営の監督に専念であること。

4. 監査等委員である取締役

- ①1名以上は、上場企業経営の豊富な経験と会社事業に係る専門的な知見を有し、株主を初めとするステークホルダーの視点で、経営の監査・監督を実行できる者であること。
- ②1名以上は、財務及び会計に関する専門的な知見を有し、会社経営についての理解が深く、証券取引所が規定する独立社外取締役の基準を満たす者であること。
- ③1名以上は、企業法務に関する専門的な知見を有し、会社経営についての理解が深く、証券取引所が規定する独立社外取締役の基準を満たす者であること。
- ④非常勤で就任する場合、上場会社の役員兼務先は、主に就任する会社がある場合3社以内、全て非常勤である場合は5社以内とし、監査・監督に必要な実働時間を十分に確保できること。

【コーネリアー取締役選任手続】

1. 業務執行取締役および取締役社長

- ①取締役社長は、前述の【コーネリアー取締役会構成方針】および【コーネリアー取締役選任基準】に基づき、必要に応じて他の取締役の意見を聴取し、業務執行取締役の選任案を策定する。
- ②取締役社長は、監査等委員会に業務執行取締役の選任案および選任理由を提示して意見交換を行い、これを参考とする。

- ③取締役会は、指名・報酬諮問委員会の審議の上、定時株主総会に付議する業務執行取締役の選任議案を決定する。選任された監査等委員は、当該議案に対し、監査等委員会の意見を述べる。
- ④招集通知類の業務執行取締役の選任議案に、選任理由、予定される職位・担当を記載して株主に開示する。職位・担当は、株主総会での選任決議後、取締役会で決定する。

2. 監査等委員である取締役

- ①監査等委員会は、取締役社長のほか必要に応じて経営管理担当取締役、非業務執行取締役と会合を持ち、【コーワーアールイー取締役会構成方針】および【コーワーアールイー取締役選任基準】に基づき、監査等委員である取締役の選任案について検討する。
- ②取締役会は、定時株主総会に付議する監査等委員である取締役の選任議案を決定する。選任された監査等委員は、当該議案に対する監査等委員会の同意・不同意の検討結果を述べる。
- ③招集通知類の監査等委員である取締役の選任議案に、選任理由を記載して株主に開示する。

3. 監査等委員でない非業務執行取締役

取締役会は、当該取締役を置くことを必要と判断した場合、監査等委員である取締役の選任手続に準じて選任する。

【コーワーアールイー取締役報酬等の方針】

1. 監査等委員でない取締役

- ①監査等委員でない取締役の報酬等は、その年額（総額）を株主総会に付議して承認を得る。
- ②取締役社長は、別に定めた「役員報酬等の運用基準」に基づき、経営計画および各取締役の業績評価、選任理由を勘案し、次期に係る報酬等の配分案を策定する。
- ③取締役社長は、監査等委員会に各取締役の報酬等の配分案を提示して意見交換を行い、これを参考とする。
- ④取締役会は、指名・報酬諮問委員会の審議の上、株主総会での選任決議後、各取締役の報酬等を決定する。
- ⑤業務執行取締役の報酬等は、固定報酬および業績連動報酬とし、非業務執行取締役の報酬等は固定報酬とする。
- ⑥取締役会は、中長期的なインセンティブ報酬等が必要と判断した場合、中期経営計画の内容を勘案したうえ、適切なリスクテイクを支援するとともに株主利益の向上に資することを目的として制度設計を行う。

2. 監査等委員である取締役の報酬等

- ①監査等委員である取締役の報酬等は、その年額（総額）を株主総会に付議して承認を得る。
- ②監査等委員である取締役の報酬等の配分は、「役員報酬等の運用基準」に基づき、監査等委員の協議により決定し、取締役会に報告する。
- ③監査等委員である取締役の報酬等は、固定報酬とする。

【取締役会の実効性評価手順】

- 1. 取締役会は、【コーワーアールイー取締役会の役割・責務】に基づき、その活動結果の実効性を評価し、その概要を証券取引所に毎期提出するコーポレート・ガバナンス報告書に記載して開示する。
- 2. 取締役社長は、必要に応じて他の取締役の意見を聴取し、取締役会の実効性評価を取りまとめ、

毎期決算分析を行う取締役会においてこれを報告する。

3. 監査等委員会は、監査・監督の結果に基づき、取締役会の実効性評価を取りまとめ、毎期決算分析を行う取締役会においてこれを報告する。
4. 取締役会は、取締役社長による自己評価および監査等委員会による評価の報告に基づき、必要に応じて、取締役会の運営における今後の課題、【コーワーアールイー取締役会の役割・責務】、【コーワーアールイー取締役会構成方針】、【コーワーアールイー取締役選任基準】の見直し等を検討する。

(4-1) 取締役会の役割・責務(1)

取締役会は、【コーワーアールイー取締役会の役割・責務】第1項～第3項に基づき、会社の経営方針を決定します。

(4-1①) 取締役会の決定事項および経営会議への委任事項

取締役会は、会社の事業において経常的な業務の執行の決定を経営会議に委任し、取締役会での決議事項と経営会議への委任事項を、「取締役会規程」および「経営会議規程」に定めます。なお、経営会議決議事項は取締役会に報告します。

1. 主な取締役会決議事項

- ・経営方針（中期経営計画、年度実施計画等）
- ・監査等委員会の職務のため必要なものとして法令で定める事項
- ・内部統制基本方針
- ・代表取締役の選定および解職
- ・株主総会に係る事項
- ・取締役の競業取引及び利益相反取引の承認
- ・重要な開示（決算短信、有価証券報告書・四半期報告書、業績予想、配当予想を含む）
- ・資本に係る事項
- ・その他法令に定められ、経営会議に委任しない事項

2. 主な委任事項

- ・事業用地の仕入、建築請負契約、プロジェクトに係る資金調達
- ・業務執行組織の編成および人事
- ・業務執行に係る社内規程、方針文書等の策定

(4-1②) 中期経営計画

取締役会が中期経営計画を決定する際は、前中期経営計画の結果分析を行い、当中期経営計画の妥当性評価に活用します。また、中期経営計画公表に際し、前中期経営計画の総括を併せて公表します。

(4-1③) 後継者計画の監督

取締役会は、【コーワーアールイー取締役会構成方針】および【コーワーアールイー取締役選任基準】に基づき、その候補者の確保および育成環境が十分であることを確認します。

(4-2) 取締役会の役割・責務(2)

取締役会は、【コーワーアールイー取締役会の役割・責務】第4項に基づき、会社の成長に積極的に取り組む経営体制を支援します。

(4-2①) 取締役の報酬等の設計

【コーネリアー取締役報酬等の方針】に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議の上、会社の成長に資する報酬制度の設計を行います。中長期的なインセンティブ付与の施策は実施していないが、その必要性を判断した場合は、同じく【コーネリアー取締役報酬等の方針】に基づき、株主利益の向上に資する目的として適切な制度設計を行います。

(4-3) 取締役会の役割・責務(3)

取締役会は、【コーネリアー取締役会の役割・責務】第5項～第7項に基づき、適切な経営の監督を行うに努めます。

(4-3①) 取締役の選任手続

取締役会は、業績評価および【コーネリアー取締役会構成方針】、【コーネリアー取締役選任基準】を踏まえ、【コーネリアー取締役選任手続】に基づき、指名・報酬諮問委員会の審議の上、取締役の選任を行います。

(4-3②) 最高経営責任者（取締役社長）の選解任

最高経営責任者（取締役社長）の選解任に」あたっては、ステークホルダーの信頼を確保するとともに、選定プロセスの透明性や公正性の確保を図りつつ、(4-1③) 後継者計画の監督と同じく、【コーネリアー取締役会構成方針】および【コーネリアー取締役選任基準】第1項に基づき検討してまいります。

(4-3③) 最高経営責任者（取締役社長）の解任手続き

最高経営責任者の解任手続きは定めておりませんが、【取締役会の実効性評価手順】第2項により自己評価や監査等委員会の評価を受けており、【コーネリアー取締役選任基準】第1項を満たさないと認められる場合は、指名・報酬諮問委員会の審議の上、取締役会がその責務において、適切に解任手続きを行います。

(4-3④) 経営体制の監督

取締役会は、会社の「内部統制基本方針」および「財務報告に係る内部統制実施基準」の運用状況を定期的に検証・評価し、内部統制の実効性向上を図ります。

(4-4) 監査等委員会の役割

監査等委員会は、モニタリングシステムを構築・運用し、経営に対する監査・監督を行います。

(4-4①) 監査等委員会の構成

監査等委員会は、【コーネリアー取締役会構成方針】に基づき、過半数を独立社外取締役で構成しております。また、会社の「内部統制基本方針」および「内部監査規程」により独立性が確保された監査等委員会補助者室および内部監査室と連携して、経営に係る情報収集の充実に努めます。

(4-5) 取締役の受託責任

取締役会および取締役は、株主からの受託者責任を認識のうえ、ステークホルダーと適切に協働しつつ株主利益の実現に取り組みます。

(4-6) 経営の監督と執行

当社は、【コーネリアー取締役会構成方針】に基づき、独立的な立場で経営の監督を専任とする取締役および機関（監査等委員会）を設置しております。

（4－7）独立社外取締役の役割・責務

独立社外取締役は、会社の健全な成長と株主利益の確保の立場を踏まえ、取締役会および監査・監督業務に臨みます。

（4－8）独立社外取締役の有効な活用

当社は、【コーネリアー取締役会構成方針】および【コーネリアー取締役選任基準】に基づき、監査等委員である独立社外取締役 2名以上を選任しております。また、変化の激しい経営環境へ機動的に対応するために、法務・会計に高い専門性を有する独立社外取締役 2名に加え、経済情勢・企業経営に高度な識見を有する社外取締役も選任し、質の高い経営執行と業務執行を同時運営してまいります。今後も会社規模や経営状況を踏まえ、十分な人数の確保に努めます。

（4－8①）独立社外取締役の協働

独立社外取締役は、監査等委員会の活動を通じ、情報交換・認識共有に努めます。

（4－8②）独立社外取締役と業務執行取締役等との連携

独立社外取締役は、「監査等委員会規程」に基づき、その議長に就き、監査等委員会の活動を通じて、取締役社長をはじめとする業務執行取締役、会計監査人、内部監査室と連携しております。

（4－9）独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

独立社外取締役の選任における独立性・資質に係る基準を【コーネリアー取締役選任基準】「4. 監査等委員である取締役」に定めております。

（4－10）任意の仕組みの活用

当社は、【コーネリアー取締役会構成方針】に基づき、監査等委員会を設置しております。

（4－10①）独立社外取締役の「報酬」「指名」への関与

独立社外取締役は、監査等委員会を通じて、業務執行取締役の評価を行い、株主総会での取締役選任・取締役報酬に対する意見陳述権を踏まえ、【コーネリアー取締役選任手続】および【コーネリアー取締役報酬等の方針】に基づいて業務執行取締役の選任案、報酬案の適切な監督に努めます。

また、当社は 2020 年 11 月 10 日より、任意の「指名・報酬諮問委員会」を設置しており、取締役の指名及び取締役の個人別の報酬等について審議することにより、社外取締役の知見及び助言を活かすとともに、取締役の指名及び取締役の個人別の報酬等の決定に関する手続の客観性及び透明性を確保し、取締役会の監督機能を向上させ、コーポレートガバナンス機能の更なる充実を図ります。

（4－11）取締役会・監査等委員会の実効性確保の前提

当社は、【コーネリアー取締役会構成方針】に基づき、取締役会を適切な構成とし、【コーネリアー取締役選任基準】に基づき、監査等委員である取締役に「財務及び会計に関する専門的な知見を有し、会社経営についての理解が深く、証券取引所が規定する独立社外取締役の基準

を満たす者」を置くこととしております。また、取締役会は、【取締役会の実効性評価手順】に基づき、【コーチアールイー取締役会の役割・責務】の実践状況を検証し、その機能向上に反映させるよう努めます。構成方針へのジェンダーや国際性の面を含む多様性の導入については、規模と経営状況を踏まえて検討します。

(4-11①) 取締役会の構成方針、取締役の選任基準、取締役の選任手続の開示

「本基準」を会社ホームページに掲載して開示しております。

(4-11②) 取締役の兼務

取締役の他の上場会社の役員の兼務の基準については、【コーチアールイー取締役選任基準】にこれを定めます。また、各取締役の重要な兼務状況および十分な実働時間が確保されると判断した根拠を、事業報告および取締役選任議案に記載して開示します。

(4-11③) 取締役会の実効性評価概要の開示

取締役会は、【取締役会の実効性評価手順】に基づき、取締役会の実効性を評価し、その概要を証券取引所に提出するコーポレート・ガバナンス報告書に記載して開示します。

(4-12) 取締役会における審議の活性化

取締役会は、【コーチアールイー取締役会の役割・責務】第10項に基づき、社外取締役の積極的な審議への参加を促し、活発に議論できる環境作りに努めます。

(4-12①) 取締役会の運営

取締役会は、活発な審議を行うため、以下の要領で運営する。

- ・事務局担当取締役は、取締役会開催日の3日前までに議案書を各取締役に送付し、必要に応じて資料提供、事前説明を行います。
- ・会社の「年間活動計画」に、定例取締役会（月次）、経営方針（年間活動計画・中期経営計画）決定取締役会、決算取締役会、株主総会の開催予定日を定め、各取締役に周知します。
- ・業務執行の決定について、経営会議に委任する事項を「取締役会規程」に適切に定め、【コーチアールイー取締役会の役割・責務】に基づく経営の監督をおよび重要な審議に徹します。
- ・取締役会の実効性評価を基に、取締役会の運営の改善に迅速に対応します。

(4-13) 情報入手と支援体制

取締役会は、【コーチアールイー取締役会の役割・責務】第11項に基づき、取締役が会社の経営状況を十分に把握し理解する体制の構築・運用するに努めます。

(4-13①) 情報の取得

取締役は、取締役会および監査等委員会の役割・責務を果たすことを踏まえ、積極的に会社の経営に係る情報の入手に努めます。

(4-13②) 外部専門家の活用

監査等委員である取締役は、会社の「内部統制基本方針」、「監査等委員会規程」に基づき、必要に応じて、外部専門家を活用します。

(4-13③) 内部監査等との連携

監査等委員会は、その補助者および内部監査室を毎回の監査等委員会に出席させ、必要に応じて情報提供、調査、事務手続を指示しております。補助者および内部監査室は、「監査等委員会規程」および「内部監査規程」に基づき、監査等委員会に対し、独立して積極的に情報提供を行う

よう努めます。

(4-14) 取締役のトレーニング

取締役会は、【コーポレートガバナンスコード】第12項に基づき、取締役のトレーニングの機会を十分に確保し、取締役会の実効性評価の際、これを検証する検証を行います。

(4-14①) 継続的な情報把握

取締役会は、取締役（監査等委員を含む）が、継続的に会社の事業・財務・組織等に係る情報を把握し、取締役会の実効性評価を為し得る知識を取得するため、以下の機会の確保に努めます。

- ・新任の業務執行取締役に対し、取締役の法的責任等に関する一般知識の再確認を目的として、会社の経営管理を専任とする取締役の説明もしくは外部セミナーを受講させる。
- ・新任の監査等委員である取締役に対する、会社の経営管理を専任とする取締役による会社の事業・財務・組織等の概要の説明を行う。
- ・取締役会は、法令等の改正や経営環境の変動に対応するための社内説明会もしくは外部セミナー受講の必要性を判断し、会社の経営管理を専任とする取締役は、これを適宜実行する。
- ・取締役会における四半期毎の決算分析説明、経営方針（年度活動計画、中期経営計画）審議の際、会社の事業環境、組織体制、財務状況等について十分な説明を行う。

(4-14②) トレーニング方針の開示

「本基準」を会社ホームページに掲載して開示しております。

(基本原則5) 株主との対話

当社は、株主と対話を行う体制を整備し、その機会を通じて、株主に経営方針等の十分な理解を得られるよう努めるとともに、株主の意見を十分にくみ取り、当社の継続的な成長に反映させるよう努めます。

(5-1) 対話の方針

取締役会は、以下を定めております。

【コーポレートガバナンスコード】

1. 株主との対話の窓口を管理部総務課とし、会社の経営管理を専任とする取締役（取締役管理部長）を担当としています。
2. 会社の経営管理を専任とする取締役は、株主の主な関心事項を把握したうえで、自らもしくは適切な取締役または社員を選定して、株主への対応にあたります。
3. 会社は、株主との個別面談のほか、投資家に対する会社説明会を年2回以上および決算に関するアナリスト説明会を実施し、これらの説明資料を会社ホームページに掲載して開示しています。
4. 会社の経営管理を専任とする取締役は、株主との個別面談、会社説明会等で意見があった場合、経営会議や取締役会に報告し、決算分析、経営方針の策定の際の参考とします。
5. 株主との対話においては、会社の経営管理を専任とする取締役が同席し、重要情報の提供を厳に禁じます。

(5-1①) 株主との対話の対応者

【コーポレートガバナンスコード】第1～第2項に基づき、会社の経営管理を専任とす

る取締役（取締役管理部長）が対応します。

（5－2②）株主との対話方針の内容

【コーポレートガバナンス方針】に具体的な事項を定めております。

（5－1③）株主構造の把握

会社は、必要に応じて実質株主を把握し、対話の機会を実現できるよう努めます。

（5－2）経営計画の策定・公表

当社は、中期経営計画の策定・公表にあたって、利益率のほか、（1－3）【コーポレートガバナンス方針】に基づくROE、ROA、配当等の目標値を明示し、実行すべき施策を具体的に記載して開示します。

一方、経営環境の変化に迅速に対応するため、マンション開発だけでなく、不動産関連を中心に事業の拡大とポートフォリオを適宜見直し、経営資源の効果的な配分を行い、中期経営計画等で開示します。

以上

[付則] 本基準の改廃は、取締役会決議による。

[制定] 2016年2月1日

[改廃] 2018年12月10日

[改廃] 2020年11月10日